

使用料の見直しについて（案）

1 使用料の見直しの必要性

使用料については、地方自治法第225条において、「普通地方公共団体は、行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収できる」旨の規定がなされており、会館、公民館、保健体育施設などの施設使用料のほかに、道路の占用料や下水道の使用料などがあります。

使用料は、条例で定めなければならない(地方自治法第228条)ことから、各種施設の設置条例等によりその額を定めて徴収していますが、合併により同種の施設間の料金設定等が不均衡となっているものや、費用に対する収入の割合が低くなっている施設もあり、これらの収入割合が低くなっている施設については税等によりその大部分が賄われているといった状況となっています。

また、少子高齢化の進展とともに行政需要が多様化する中で、財政運営の健全化と行政サービス水準の確保を図るため、かつ、利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保するため、利用者がどこまで負担すべきか、税でどこまで補うべきかについて、基本的な考え方を整理する必要があると考えます。

このことから、今回、上記使用料の内、施設に係る使用料の見直しを行うこととしますが、以下の使用料については今回の見直しの対象から除外することとします。

- (1) 法令等により転嫁すべき対象経費が位置付けられている施設
- (2) 国等の示す標準額等に準じて定める使用料
- (3) 道路等の占用許可など目的外の利用に際しての使用料

参考（地方自治法抜粋）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4第4項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（分担金等に関する規則及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入料及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（同条の一部を抜粋）

2 受益者負担の原則

使用料は、公共施設等の利用者からその利用の対価として納付されるものであり、利用者の立場に立つと当然安価であるほど高い効用が得られますが、この場合、公共施設の維持管理等に要する経費の大半は税金で賄われることとなり、施設を利用しない人の立場からは不均衡な負担となります。

このため、施設を利用する人が施設の設置目的等も踏まえた応分の負担をすることにより、利用する人としらない人の「負担の公平性、公正性」を確保する必要があります。これが、受益者負担の原則です。

3 施設の性質別分類及び負担割合

市が、住民ニーズを充足するため様々な施設を設置しサービスを提供していますが、そのサービス内容には、公園や道路などのように日常生活に必要不可欠で、市場では提供されにくいものがあります。

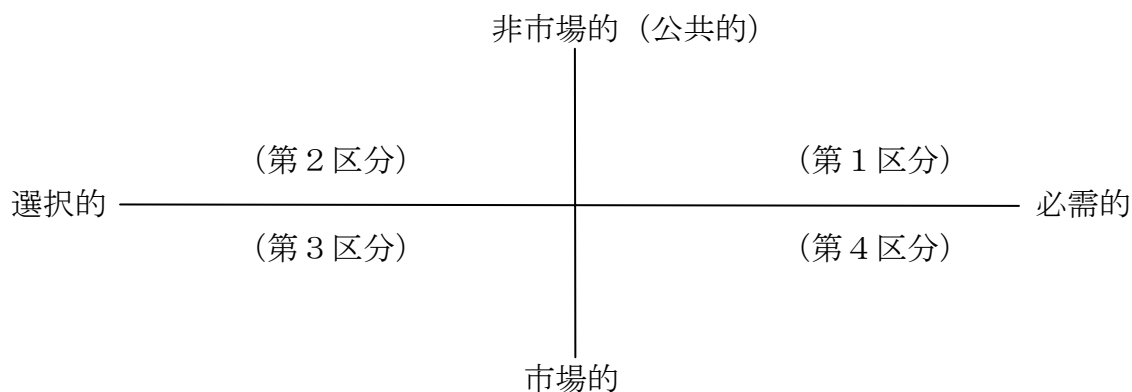
一方、体育施設や宿泊・保養施設など特定の住民が利益を享受したり、民間にも類似のサービスが存在するものもあります。

使用料の設定にあたっては、このように施設ごとのサービスについて、公共性が強いとか、市場性が強いとかいったサービスの性質に着目することが重要です。こうした相違を考慮せずに、受益者に対し一律の負担を求めることは、どこまで公費負担で賄うべきかの観点からみると、逆に公平性・公正性を損なうこととなります。このため、性質別に施設を分類し、その負担割合を設定するものとします。

(1) 性質別分類について

使用料設定については、施設ごとのサービスの必需性（又は選択性）、公共性（又は市場性）の程度によって、原価に対する利用者負担の程度を決定するものとします。

分かりやすくするため、次の性質別分類基準を設け、必需的サービスと選択的サービスを横軸にとり、非市場的サービスと市場的サービスを縦軸に、各施設が提供するサービスを性質別に分類すると下図のようになります。



ア 必需的区分・選択的区分

(ア) 必需的サービスとは、住民のほとんどがライフステージごとで必要とするもの

(イ) 選択的サービスとは、住民のなかでも、人によって、必要性が異なるもの

イ 非市場的区分・市場的区分

(ア) 非市場的サービスとは、民間（市場）では提供されにくく、主に行政（非市場）が提供するもの

(イ) 市場的サービスとは、民間でも提供できるもの

以上の区分を組み合わせると、上図の1～4区分となります。

(2) 負担割合について

この各区分において、下図のとおり負担割合を示しました。（公費負担と、受益者負担の割合は、0%、50%、100%の3種類としました。）

	非市場的（公共的）			
	（第2区分）		（第1区分）	
	公費負担 50%		公費負担 100%	
	受益者負担 50%		受益者負担 0%	
選択的			必需的	
	（第3区分）		（第4区分）	
	公費負担 0%		公費負担 50%	
	受益者負担 100%		受益者負担 50%	
	市場的			

ア 第1区分（必需的・非市場的サービス）

住民のほとんどが必要とするもので、主に行政が提供するものは、基本的に公費で負担（公費負担100%）

イ 第2区分（選択的・非市場的サービス）

人によって、必要性が異なるものであるが、民間では提供されにくく、主に行政が提供するものは、公費と受益者が負担（公費負担50%・受益者負担50%）

ウ 第3区分（選択的・市場的サービス）

人によって、必要性が異なるものであり、民間でも提供され、選択性があるものは、受益者が負担（受益者負担100%）

エ 第4区分（必需的・市場的サービス）

住民のほとんどが必要とするものであるが、民間でも提供されるものは、公費と受益者が負担（公費負担50%・受益者負担50%）

4 減額・免除規定の整理

「負担の公平性、公正性」を確保するという受益者負担の明確化の観点から、減額・免除については、あくまでも「特例的な措置」であることが前提であり、その適用については限定的なものとなります。

このことから、減額規定及び免除規定については、施設の設置目的等を踏まえた上で施設の種別毎に団体利用や個人利用の区分等に応じて減額・免除の適用に際しての基準の統一化及び基準の明確化を図る必要があります。

5 使用料の算定方法

受益者に負担を求めるには、使用料の算定について、その積算根拠を明確化し、住民の理解を求める必要があります。

このため、原価に施設の性質別負担割合及び減額規定がある場合はその減額率を掛け合わせることで、次のとおり使用料算定式を定めるものとします。

使用料＝原価×性質別負担割合×減額率（減額規定がある場合に限る）

(1) 原価算定の基本的考え方

使用料を算定するためには、その施設に掛かる経費（コスト）から原価を算定する必要があります。

コストについては、用地取得費、建設費（減価償却費含む）、維持管理費、職員人件費があります。

この中で、施設そのものは、住民全体の財産であり、今後も施設の整備は必要であるため、用地取得費及び建設費については、公費負担とし、維持管理費及び職員人件費について受益者負担を求めることにします。

(2) 原価及び使用料の決定

原価については、各施設の1㎡当たりの時間単価に貸出面積を乗じたものとします。

1㎡当たりの時間単価は次のとおり算定します。

ア 施設の維持管理費（1㎡当たり）

＝建物全体の維持管理費／建物全体の面積

イ 職員人件費（1㎡当たり）

＝建物全体の維持管理に要する人件費／建物全体の面積

ウ 1㎡当たりの時間単価

＝（ア＋イ）／年間開館時間

エ 1時間当たりの使用料額

＝原価（③1㎡当たりの時間単価×貸出面積）×性質別負担割合

(3) 1 m²当たりの時間単価の設定が適当でない施設の取り扱い
宿泊施設、年間貸出施設など、時間単価の設定が適当でない施設は、それぞれ別の計算方法で「原価」を求めます。

(4) その他

ア 目的外利用に当たっては、受益者100%として対応します。

イ 利用率が低い施設にあっては、利用率向上のために法的及び管理運営上支障がない施設については営利目的の利用も検討するとともに、施設の設置目的等を踏まえた上で営利目的の場合の使用料について、別途検討することとします。

6 算定結果の適用について

実際に使用料を算定した場合、現行の額を大幅に上回った場合においては、施設利用者にとっても、大きな影響が予想されます。このような場合は、受益者負担の原則は守りながらも、公の施設であることから、一定の上限設定を設け、段階的に改定を行うなどの激変緩和の方策を講じることも考えていかなければなりません。

また、使用料の改定により利用者の著しい減少となることにより、結果として使用料収入が減少する場合もあり、これらを見極めた使用料の改定を行う必要があります。

その他、独立採算を基本とする公営企業等の設置する施設については、使用料の対象する経費の取り扱いがことなる場合がありますが、この見直しの趣旨を踏まえた取り扱いを行うこととします。